

# 第1章 総 則

## 1-1 目 的

本基準は、視覚障がい者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

## 1-2 適用の範囲

本基準は、道路法の道路に視覚障がい者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

<解 説>

整備とは、道路に視覚障がい者誘導用ブロックを新設、補修、改良する場合とする。

## 1-3 視覚障がい者誘導用ブロックの定義

視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

<解 説>

視覚障がい者誘導用ブロックは、主に足の裏の触感覚を利用して、視覚障がい者の利便性の向上に役立てることを基調として考案、開発されたものである。

視覚障がい者が道路上に設置された視覚障がい者誘導用ブロックの存在を確認する方法としては、足の裏の触感覚以外にも白杖を通しての手の触感覚や反射音などの聴感覚がある。また、視覚障がい者には全盲の方と弱視の方がおり、視覚障がい者のうち弱視者の割合は6割を超えている(平成8年11月1日厚生省調査結果)。弱視者の中には、視覚障がい者誘導用ブロックの色と周辺路面との色の違いによって認識している場合もある。

視覚障がい者が道路を歩行する場合、施設や道路構造等の一般情報や、同一経路の歩行経験、歩行前、歩行中の道案内等の個別情報を持って道路を歩行している。視覚障がい者誘導用ブロックは、これら大まかな情報を持って道路を歩行している視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を現地で案内するための施設である。

## 1-4 視覚障がい者誘導用ブロックの種類

視覚障がい者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

### 1) 線状ブロック

視覚障がい者の移動方向を指示するために路面に敷設されるブロックであって、平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。

### 2) 点状ブロック

視覚障がい者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックであって、点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

## 1-5 敷設計画

公共交通機関（駅、バス停留所）から視覚障がい者がよく利用する施設（公共施設、医療機関、福祉施設など）までの経路や、幹線・準幹線道路以上の交差点での歩道と車道の境界部に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。また、交通管理者が設置する音響信号機の新設に併せて交差点に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

なお、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区においては、各地区で策定した基本構想に基づいて整備を進めるものとする。

## 1-6 誘導経路

経路選定に際しては、交通機関から施設までの安全な通行が確保（音響信号機等）されており、交差点の横断回数が少なくなるようにしたうえで、なるべく最短距離の経路を選定するものとする。

### <解説>

道路を歩行する視覚障がい者にとって、もっとも神経を使う場所が交差点である。交差点を渡ることは、命がけの行為であるといっても少しも大げさではなく、視覚障がい者がもっとも神経をすり減らす場所である。したがって、交差点を横断することなく目的の施設まで誘導することがもっとも望ましいが、それが困難な場合は、できる限り交差点の横断回数を少なくするように、誘導経路を選定することが必要である。

## 1-7 敷設の考え方

視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者の利便性の向上を図るために、1-5で述べた必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも認識しやすい方法で敷設するものとする。

### <解説>

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法は、視覚障がい者の利便性を阻害してはならず、視覚障がい者誘導用ブロックの情報をより正確に現地で確認できることが必要である。

そのため視覚障がい者誘導用ブロックを必要以上に数多く敷設することにより、かえって混乱を招く危険性があるため、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設に際して

は、視覚障がい者の理解が容易になるように配慮し、方法はできるだけ単純化するものとする。

## 1-8 敷設の原則

- 1) 視覚障がい者誘導用ブロックは、歩道上に敷設するものとする。
- 2) 線状ブロックは、視覚障がい者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起とを平行にすることによって示すものとする。  
点状ブロックは、視覚障がい者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- 3) 視覚障がい者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に敷設するものとする。
- 4) 視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者が視覚障がい者誘導用ブロックの敷設個所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として60cmの幅で敷設するものとする。
- 5) 連続的に案内を行う場合の視覚障がい者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として30cmの幅で敷設するものとする。
- 6) 一連で敷設する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- 7) 視覚障がい者誘導用ブロックは、屈折部を除いて原則現場加工しないで正方形のまま敷設するものとする。
- 8) 横断歩道口部での線状ブロックは、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心線を案内するものとする。

### <解説>

#### 1) について

視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者が位置確認等のために、視覚障がい者誘導用ブロック上に立ち止まっても、十分に安全な場所である歩道上に敷設することを原則とした。なお、歩道とは、道路構造令に基づくものであり、本基準では、自転車歩行者道、中央分離帯の滞留スペース、立体横断施設の踊り場も含むものとする。

#### 2) について

線状ブロックは主に誘導対象施設等の方向を案内し、点状ブロックは主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

#### 3) について

歩道上に、障害物やハンドホール等が存在する場合には、障害物を回避するように誘導することや、ハンドホールにより誘導が途切れないように配慮する必要があるが、そのために、視覚障がい者が必要以上に遠回りすることのないよう、視覚障がい者が可能な限り安全で安心な最短距離で移動できるように配慮して敷設する必要がある。

#### 4) について

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設幅は、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設個所にはじめて踏み込む場合に、視覚障がい者誘導用ブロックを跨ぎ越すことのないように、約60cmとした。(成人男子の平均的な歩幅が約75cm以下であり、靴の大きさが約25cmであることから、約50cm以上の幅があれば

ば跨ぎ越す恐れがないこと、視覚障がい者誘導用ブロック1枚の幅が約30cmであること等から)

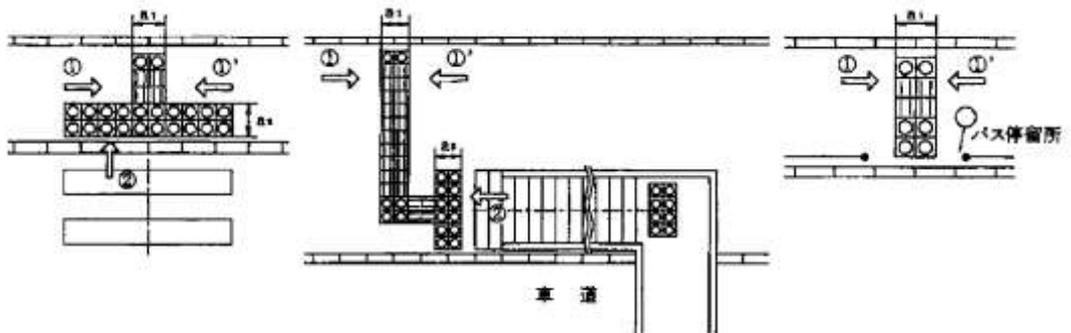
図1-1で言えば、普通に歩道を歩く場合には、①方向又は①'方向であり、横断歩道または、立体横断施設から歩いてくる場合には②方向である。つまり、①方向又は①'方向から歩いてきた視覚障がい者は、設置幅a1が約60cmであれば、この視覚障がい者誘導用ブロックを跨ぎ越すおそれがほとんどないものと考えられ、②方向から歩いて来た視覚障がい者も、設置幅a2が約60cmであれば、ここで、横断歩道を渡り切ったことや、階段を降りきったということを認知することができるものと考えられる。

図1-1 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設例

(例1)

(例2)

(例3)



5) について

連続的に案内を行う場合の線状ブロックは1枚あれば十分であると考えられるため、歩行方向の直角方向の敷設幅は30cmとした。

6) について

一連で敷設する線状ブロックと点状ブロックが離れていると、寸断されているという誤解をまねいてしまい、視覚障がい者に不安を与えるため、角度により発生する隙間については、線状ブロックを現場加工して敷設することとする。

7) について

点状ブロックについては、現場加工を行うことにより点状突起が切断されることなどから、原則現場加工しないものとする。

線状ブロックを現場加工する必要がある箇所としては、①誘導経路上の屈折・屈曲箇所、②マンホール等、敷設ルート上に障害物がある場所や、前6)で述べた点状ブロックとの接続部が考えられ、後述の「3-1 敷設方法」にて記載する。

8) について

視覚障がい者にとって、横断歩道をまっすぐ渡りきることは難しく、個人差があるものの、最大で左右それぞれ45°程度のズレが生じる場合もあるため、線状ブロックにより、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心線を案内するものとする。

ただし、車道舗装の補修時等において、交通管理者からの依頼により自転車横断帯を復元せずに横断歩道を拡幅する場合はこの基準に適合しない状態となるものの、基準には抵触しないものとする。なお、後の歩道部の改良等にあわせて、現行の基準を満足するように改良することとする。